

福祉共済について

○日本歯科医師会

| | | |
|-------|-------|--------|
| 死亡共済金 | 45歳未満 | 1000万円 |
| | 45歳以上 | 800万円 |
| | 60歳以上 | 600万円 |
| | 80歳以上 | 400万円 |

ただし、高齢者貸付 100万円を利用した場合は差し引かれる。

受給権者 入会時に提出した受給者（3名）の書類に準ずる。全員死亡の場合は受給権順位の上位者の法定相続人の順位に準ずる。

○神奈川県歯科医師会

| | | |
|-------|----------|-------|
| 死亡共済金 | 80歳6か月未満 | 600万円 |
| | 80歳6か月以上 | 300万円 |

受給権者 日本歯科医師会に準ずる。

○横浜市歯科医師会

| | | |
|-------|----------|------|
| 死亡共済金 | 81歳6か月未満 | 50万円 |
| 弔慰金 | 81歳6か月以上 | 10万円 |

受給権者 日本歯科医師会に準ずる。

○港南区歯科医師会

死亡共済金 20万円

閉院の手続き

歯科医院を閉院する時とはどのような状態があるのでしょうか？

大きく分けると、開設者が生存している場合と死亡している場合があります。生存している場合は閉院の手続きを開設者自身で行えますが、死亡している場合は残されたご家族がその手続きを行う必要が出てきます。では、閉院の手続きにはどのようなものがあるのか。それには、診療所そのものに関する手続き、役所関連の手続き、歯科医師会関連の手続きなどがあり、なかなか大変な手続きもあります。医院売却の場合は業者がお手伝いしてくれるでしょうが、完全に廃院にする場合は本人もしくはご家族が行う必要があり、手間がかかるかと思われます。

以下にそれぞれの手続きを記載します。

<診療所そのものに関する手続き>

① 従業員、患者への周知。

閉院の時期が決まったらまず従業員にお話してください。(3か月前くらいが理想です)患者へは張り紙等でお知らせするのがいいでしょう。

② 賃貸契約解除の申し出並びに手続き

テナントで開業している先生は大家さんに時期を申し出て、解約手続きをしてください。賃貸契約書に沿って行います。医院売却の場合はその旨を大家さんに相談してください。次の先生を紹介してあげると親切ですよ。

③ 内装、機械等の撤去の手続き

売却の場合はほとんど必要ないかとおもいますが、完全に撤去する場合は必要です。業者がお手伝いしてくれるでしょう。なお、テナント賃貸契約の場合は契約書に沿って行ってください。

<役所関連の手続き>

役所の手続きは面倒です。各役所に電話にて問い合わせをし、よく説明を受けて提出書類を入手してください。記入間違いや記入漏れが無いように注意しましょう。

① 関東信越厚生局神奈川事務所 (045-270-2053)

保険医登録、歯科医師免許等の管理をしています。

保険医療機関廃止届、保険医死亡、失踪届

保険医療機関指定通知書と歯科医師免許証それぞれの原本の返還

② 神奈川県労働局 基準監督署 (045-211-7350)

労働保険の管理等を行っています。

労働保険指定医療機関辞退届、労災指定病院登録報告書等

③ 港南区保健所 (045-847-8442)

診療所に関する手続きを行っています。

診療所廃止届、開設者死亡届出書、診療用エックス線装置廃止届、
被爆者一般医療機関辞退届、結核指定医療機関辞退届等

④ 港南区役所 生活福祉課 (045-847-8404)

生活保護法に基づく手続きを行っています。

生活保護法医療機関廃止届

< 歯科医師会関連の手続き >

日本歯科医師会、神奈川県歯科医師会、横浜市歯科医師会、港南区歯科医師会それぞれの
手続きが必要となりますが、日本歯科医師会と神奈川県歯科医師会の手続きは神奈川県歯
科医師会で同時に行えます。手続きの選択は閉院後の会員種別の選択によって異なります。
すなわち、現在の会員種別を変更しない場合、第 4 種（第 5 種）会員に移行する場合、退
会する場合の 3 種類です。退会すると福祉共済の権利を喪失します。

○日本歯科医師会・神奈川県歯科医師会 (045-681-2172)

★現在の会員種別を変更しない場合

診療所は廃止し現在の会員種別のまま地域・県歯・日歯会員籍を継続

(診療所の廃止及び送付・連絡先を自宅へ変更)

日本歯科医師会異動届、日本歯科医師会連盟異動届(加入者のみ)

神奈川県歯科医師会異動届

★第 4 種会員に移行する場合

地域歯科医師会を退会し、現行の会員種別から準会員第 4 種会員（日歯会員種別 4・5 種）
に変更し、福祉共済等の権利を継続

(地域を退会し、県歯・日歯直轄の準会員へ変更)

< 日本歯科医師会 >

準会員(第 4 種会員)の申請について、誓約書、日本歯科医師会異動届、

日本歯科医師会連盟異動届(加入者のみ)

ただし終身会員は、準会員(第 5 種会員)の申請についてと上記書類

< 神奈川県歯科医師会 >

神奈川県歯科医師会第4種会員の申請について、
神奈川県歯科医師会第4種会員申請調書、誓約書

★退会する場合

(福祉共済の権利は喪失)

日本歯科医師会退会届、日本歯科医師会連盟退会届(加入者のみ)、
神奈川県歯科医師会退会届

○横浜市歯科医師会 (045-681-1553)

閉院となった場合、退会もしくは会員種別変更または継続の選択

★第1種会員を継続・・・地域歯科医師会の承認が必要

★第4種会員に変更・・・会員種別変更届

★退会・・・退会届(横浜市歯科医師会、横浜市歯科医師連盟)

○港南区歯科医師会

港南区歯科医師会会長に連絡して閉院後の会員種別についてご相談してください。

★1種会員

★2種会員

★免除会員

★退会